

平成 15 年度第 3 回理事会議事録

日時：平成 15 年 12 月 6 日（土）10：00～16：05

会場：東京・都市センター 5 階「オリオン」

出席者：

会長：野澤 志朗

副会長：藤井 信吾、田中 憲一

理事：麻生 武志、石塚 文平、石丸 忠之、伊藤 昌春、稲葉 憲之、植木 實、
大濱 紘三、岡村 州博、落合 和徳、嘉村 敏治、木下 勝之、工藤 隆一、
佐藤 章、鈴森 薫、武谷 雄二、星 和彦、本庄 英雄、村田 雄二、
和氣 徳夫

監事：荒木 勤、中野 仁雄、藤本征一郎

幹事長：吉田 幸洋

幹事：植田 政嗣、小田 瑞恵、刈谷 方俊、小林 浩、古山 将康、澤 倫太郎、
清水 幸子、杉浦 真弓、高桑 好一、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、
平田 修司、藤森 敬也、村上 節、矢野 哲

総会議長：清川 尚

総会副議長：足高 善彦、松岡 幸一郎

専門委員会委員長：池ノ上克、金澤 浩二、深谷 孝夫、吉川 裕之

顧問弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一、小山 圭子

配付資料

定款

1：平成 15 年度第 2 回理事会議事録（案）

2：業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

庶務 1：九州連合地方部会よりの要望書と第 4 回常務理事会での協議内容

庶務 2-1：薬害肝炎九州弁護団からのフィブリノゲン使用状況に関するアンケート調査内
容の開示の要望書

庶務 2-2：薬害肝炎九州弁護団からの要望書に対する第 4 回常務理事会での協議内容と同
弁護団への回答

庶務 3：鑑定人推薦委員会に関わる資料

庶務 4：専門委員会に関する事項の新旧対照表

庶務 5：会員カード導入検討委員会に関わる資料及び答申

庶務 6：事務局 IT 化推進委員会答申

庶務 7-1：周産期委員会からのマグネゾールに関する書面

庶務 7-2：マグネゾールに関わる資料

庶務 7-3：厚生労働省へのマグネゾール審査状況の問い合わせ

庶務 8：柳田洋一郎代議員からの意見・提案

庶務 9：文部科学省よりの「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」の通知

庶務 10：文部科学省の事務局への実地検査の内容
庶務 11：インターネットで公開する役員名簿及び役員の報酬・退職金規程(案)
庶務 12：厚生労働省健康局結核感染症課からの風疹予防接種検討への協力依頼
庶務 13：学会・医会ワーキンググループ議事録及び共同発送中間評価
庶務 14：8学会合同禁煙ガイドライン作成委員会
庶務 15：日本産婦人科新生児血液学会よりの協力依頼
庶務 15-2：静脈血栓塞栓症予防ガイドライン案
庶務 16：日本不妊学会への回答
会計 1：文部科学省の実地検査における会計指摘事項に対する関口公認会計士の見解
会計 2：特別会計、渉外特別会計、基本財産の運用益の用途に関する規程(案)
会計 3：各部署・委員会への平成 14 年度支出見込及び平成 15 年度事業計画・予算申請書の提出依頼
学術：学術資料一式
編集 1：平成 14 年度編集会議と平成 15 年度編集会議削減案まとめ
編集 2：第 56 回日本産科婦人科学会学術講演会シンポジウムに関するレビュー
渉外 1：FIGO 新役員、ボードメンバー
渉外 2：FIGO および ICM 合同の分娩後出血に関する宣言書
渉外 3：AOFOG Council Meeting 報告
社保 1-1：平成 15 年度施設基準設定手術数アンケートの統計結果
社保 1-2：厚生労働省、日本医師会宛施設基準の要望書
社保 2：平成 16 年度診療報酬点数改定要望
社保 3：日本癌治療学会からの包括医療に関するアンケートと回答
社保 4：プレマリン錠の安全供給の要望書
社保 5：治験推進研究事業に伴う治験候補薬の推薦依頼
専門医制度 1：平成 15 年度専門医申請審査結果
専門医制度 2：平成 15 年度専門医更新申請審査結果
専門医制度 3：平成 15 年度専門医再認定申請審査結果
専門医制度 4：平成 15 年度卒後研修指導施設指定申請審査結果
専門医制度 5：平成 15 年度卒後研修指導施設更新申請審査結果
専門医制度 6：平成 15 年度日本産科婦人科学会専門医認定審査合格者
専門医制度 7：専門医制度規約・施行細則改訂(案)
専門医制度 8：必修臨床研修が開始されてからの専門医制度の研修期間についての第 5 回常務理事会での審議内容
専門医制度 9：70 歳以上の専門医の更新審査免除廃止についての第 5 回常務理事会での審議内容
専門医制度 10：専門医資格についての朝日新聞記事
専門医制度 11：他主要学会の平成 15 年度合格率
専門医制度 12：中間法人日本専門医認定制機構加盟学会区分(案)

専門医制度 13：日本専門医認定機構第 21 回基本領域専門医委員会についての第 5 回
常務理事会での審議内容

倫理 1：倫理審議会への諮問事項

倫理 2：悪性腫瘍治療前患者の配偶子凍結保存に関する倫理委員会提案（案）

倫理 3：永田先生からの意見、西日本新聞の記事

倫理 4：永田先生への回答

倫理 5：法務省民事局参事官室からの「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療によ
り出生した子の親子関係に関する民法の要綱中間試案」についての意見聴取

倫理 6：生殖医学の臨床実施に関する平成 14 年分調査について（依頼）等の書面

倫理 7：死亡した夫の凍結保存精子での出産の報道

倫理 8：死亡した夫の凍結保存精子を用いた出産に関わる裁判に対する本会の見解と報道

倫理 9：着床前診断についての団体からの要請文

倫理 10：遺伝学的検査に関するガイドライン

倫理 11：倫理委員会規約改定案

倫理 12：日本不妊学会倫理委員会よりの本会登録体外受精施設名簿使用許可願

定款改定 1：定款改定の経緯

定款改定 2：定款の新旧対照表

定款改定 3：定款施行細則改定の要旨

定款改定 4：定款施行細則の新旧対照表

定款改定 5：学術集会長の位置づけの検討に関わる資料

定款改定 6：定款改定についての会告

広報 1：日産婦学会ニュースに対する代議員からの意見とそれへの回答

広報 2：情報公開に関する内規規程（案）

広報 3：平成 15 年度地方部会担当公開講座

広報 4：第 56 回日本産科婦人科学会市民公開講座実施概要書

2007AOCOG 実行委員会 1：2007AOCOG の PCO 選定に関わる資料

第 56 回総会 1：第 56 回総会への新専門医招待の案内

その他 1：平成 16 年度日本産科婦人科学会日程表(案)

午前 10 時 00 分、理事総数 23 名中、野口昌良理事を除く 22 名が出席し、定数に達した
ので野澤会長が開会を宣言した。

議事録署名人として従来通り会長、庶務担当常務理事、会計担当常務理事を選出して議事
に入った。

- ・ 平成 15 年度第 2 回理事会議事録(案)の確認
上記議事録(案)が示され原案の通り承認された。

・業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務(落合和徳理事)

[．本会関係]

(1) 会員の動向

荒木日出之助^{あらかし ひでのすけ}名誉会員(東京)が9月1日・古谷^{ふるや ひろし}博^{ひろし}名誉会員(東京)が12月2日に逝去されたので、会長名の弔電、香典、生花を手配するとともに、会長が葬儀に参列した。

Helmut Kraatz 名誉会員(ドイツ)が1983年6月13日に逝去されている事実が判明したので名誉会員名簿から削除することとした。

秋葉^{あきば てるお}照夫^{てるお}功労会員(茨城)が6月30日、深川^{ふかがわ きよし}淳^{きよし}功労会員(群馬)が8月14日、小川^{おがわ たけひこ}威彦^{たけひこ}功労会員(岐阜)が9月3日、井上^{いのうえ やすし}康^{やすし}功労会員(群馬)が9月28日、山田^{やまだ ひょうえ}兵衛^{ひょうえ}功労会員(滋賀)が10月15日、赤嶺^{あかみね せいじ}正次^{せいじ}功労会員(沖縄)が10月16日、山田^{やまだ ちさと}千里^{ちさと}功労会員(宮城)が10月31日に逝去された。それぞれの方に会長名の弔電、生花等を手配した(井上 康、山田兵衛功労会員についてはご遺族が供花等を辞退された)。

西島^{にしじま まさひろ}正博^{まさひろ}前常務理事(神奈川)が7月6日に逝去されたので、会長名の弔電、生花を手配するとともに、会長が葬儀に参列し弔辞を捧げた。

(2) 九州連合地方部会から、医道審議会における「刑事事件とならなかつた医師法上の処分について」本会としても議題として取り上げてほしいとの要望書が寄せられた(7月30日)。

本要望を受け、9月19日の第4回常務理事会での協議の結果[資料：庶務1]、本件を議題とし、継続協議をする方針としたことを了承した。

本件に関し、野澤^{のさわ}会長より「生涯学習についての実績が問題となるので、医会とも協力して会員の研修に努めたい」との発言があった。

(3) 薬害肝炎九州弁護団から、本会周産期委員会が実施したフィブリノゲン使用状況に関するアンケート調査に関し、開示の要望書を受領した(8月29日) [資料：庶務2-1]

本件につき、9月19日の第4回常務理事会での協議を踏まえ、回答を行った(9月26日) [資料：庶務2-2]

しかし、同弁護側は本会の回答を不満として、裁判所に本会のアンケート調査内容のより一層の開示を求め、調査囑託の申し立てを行う動きを示している。

本件に関し、平岩^{ひらいわ}弁護士より「前回は任意報告であり概括的報告を行ったが、今回は調査囑託の形で法に基づき裁判所を通して行われた要請であり誠実に対処する必要がある。

個別の病院名については原告も特に要求しておらず、回答の必要はない。一旦施設名は不要と言いながら、あとでさらに個別の施設名を要求してくることは信義則違反であり、これを原告が要求するという事態はありえない」との発言があった。

本件につき協議の結果、周産期委員会及び庶務で対応していく方針を確認した。

(4) 運営企画委員会小委員会

鑑定人推薦委員会(石丸忠之委員長)

12月5日に開催した。

10月29日に石丸委員長が東京三弁護士会医療関係事件シンポジウムにスピーカーとして

招かれた。[資料：庶務3]

専門委員会の機構改革検討委員会（嘉村敏治委員長）

平成13年12月の「専門委員会のあり方小委員会」（石川睦男委員長）の答申内容につき、各委員に通信で意見を伺った。[資料：庶務4]

会員カード導入検討委員会（佐藤章委員長）

8月19日に開催した。[資料：庶務5]

事務局IT化推進委員会（石塚文平委員長）

8月19日、10月6日、11月11日に開催した。

運営企画委員会に関わる～については午後の協議事項に記載する。

（5）専門委員会

周産期委員会 [資料：庶務6]

周産期委員会への登録システム機材の貸与について

周産期委員会および新周産期登録システムの登録と解析に関する問題検討小委員会から新方式による周産期データ集積、解析のワークステーションの必要性があり、本会にそれに関わるパソコンの購入と貸与の要望書を受領した（8月29日）

第4回常務理事会で協議の結果、購入、貸与することとし、貸与につき契約書を締結することにした。本件報告につき承認した。

マグネゾールについて

周産期委員会委員長より会長宛にマグネゾールの切迫早産への適応外使用等を含めた未承認薬の調査、検討を進めたいとの書面が届いた（10月14日）。[資料：庶務7-1、7-2]

本件書面を受け第5回常務理事会で協議の結果、周産期委員会のマグネゾールを含めた適応外使用の調査、検討を行うとの方針を承認した。また併せて、厚生労働省にマグネゾールの審査進捗状況の問い合わせを行うこととし、10月29日同省に問い合わせの書面を提出した。[資料：庶務7-3]

本件報告につき承認した。

（6）柳田洋一郎代議員（東京）よりの意見・提案について

柳田洋一郎代議員より根津元会員の復帰などに関し、意見・提案の書面を受領した。[資料：庶務8]

落合理事より「根津元会員については長野地方部会長の小西教授に調査依頼し、再入会要請が出た場合学会として速やかに対応できるよう準備したい」との方針が述べられ協議の結果、これを承認した。

{ . 官庁関係 }

（1）文部科学省

文部科学省研究振興局学術研究助成課より「公益法人制度の抜本的改革に関する基

本方針についての通知を受領した。(7月4日)(資料 庶務9)

7月11日に文部科学省研究振興局学術研究助成課担当官2名による事務局への立ち入り検査が実施された。[資料：庶務10]

11月4日付で「『公益法人改革大綱に基づく措置について』の推進状況調査」の依頼があった。また、各公益法人において一般に公表する役員名簿及び役員の報酬・退職金に関する規程を、文部科学省のモデルを参考に作成の上、原則としてインターネットにより公開するよう指導があった。[資料：庶務11]

荒木事務局長 より 文部科学省の実地検査に関連し「この9月に公益法人の改革の基本方針が閣議決定された。従来の社団法人、財団法人の名称がなくなり非営利法人として新たに認可を受けることになる。その場合、税制優遇を受ける非営利法人の認可を受けられるかがポイントになる。この流れの中で、本会は7月11日に文部科学省によって実地検査がなされた。公益法人の許認可に関する大きな問題はもとよりなく、会計処理も適正、規則整備も良くされているとの評価であったが、事業費比率、内部留保に関わる会計処理上の解釈を若干変更する必要があるとの口頭指示を受けた。これについては後ほど岡村常務理事より説明がされる。7月30日当方から要請し、関口公認会計士と共に文部科学省に赴き補足説明を受けた。その内容につき第4回の常務理事会で関口先生より具体的に説明があった。本会の会計上の資産についての解釈等を変える必要があるとのことであった」との報告があった。

本件につき**野澤会長** より「本会が非営利となる上で大きな問題はなく、適切に対応すれば本会はこれまで通り税制優遇を受けられる非営利法人となる可能性はどうか」との発言があり、

落合理事 より「公益性の有無に関わらず、非営利法人となるがその中でさらに税制上の優遇処置などを検討される可能性がある。その基準はまだ明らかにされていないが本会としても特に公益性を前面に出す必要がある」との発言があり、本報告について了承された。

(2) 厚生労働省

健やか親子21

10月28日に健やか親子21推進協議会課題2「妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保と不妊への支援」全体会議が厚生労働省で開催され、本会から岡村州博、木下勝之両理事が出席した。

また、12月4日に健やか親子21推進協議会総会が厚生労働省で開催される。本会から木下勝之理事が出席する予定である。

同省健康局結核感染症課からの風疹予防接種検討の相談に与る人選の依頼について

第5回常務理事会の協議により、周産期委員会に人選を依頼したところ、横浜市大平原史樹教授の推薦があったので、同省に同教授を推薦した。

平原教授等のチェックを経て、11月18日付で厚生労働省より「風疹予防接種の重要性の周知について」の通知があったので、本会ホームページ、機関誌に掲載することを承認した。[資料：庶務12]

[. 関連団体]

(1) 日本産婦人科医会

6月24日に第1回、9月9日に第2回、11月4日に第3回学会・医会ワーキンググループ（通算15回）を開催した。[資料：庶務13]

落合理事より「今回、本年1月からの会誌などの刊行物の共同発送を行っていることにつき中間評価を行った。その結果、本会として約600万円の節約が可能との見通しとなった。因みに医会は約1,000万円の節約になるとの見通しである。ワーキンググループでは、臨床ガイドラインや研修の分担などについても更に議論を深めていきたい」との報告があり、了承された。

(2) 日本学会会議

本会より第7部泌尿・生殖医学に推薦の青野徳島大学学長が第19期会員に選出された。なお、同じく野澤会長が病理学の第19期会員に選出された。

(3) 最高裁判所医事関係訴訟委員会

11月18日付で本会会長宛7件の裁判事案についての鑑定人推薦依頼の書面を受領した。

(4) 8学会合同禁煙ガイドライン作成委員会

8学会合同禁煙ガイドライン作成委員会の動向につき、木下勝之理事から情報提供があった。[資料：庶務14]

資料につき**木下理事**より説明がなされた後、

木下理事より「日本循環器学会を中心としてガイドライン作成をすすめているが、本会としても積極的にコミットしていく」との方針が述べられ協議の結果、これを承認した。

なお、日本癌学会より「禁煙宣言ポスター」が送付され、掲示の依頼があった。

(5) 日本産婦人科新生児血液学会

同学会より「わが国における静脈血栓塞栓症の予防ガイドライン」初版本作成のための「静脈血栓塞栓症予防ガイドライン作成委員会」を設置するにつき、本会の参加を求める書面を受領した。[資料：庶務15]

第5回常務理事会の協議を踏まえ、本会としては木下勝之理事を推薦した。

このたび静脈血栓塞栓症予防ガイドライン作成委員会での検討を踏まえ、同予防ガイドライン案が作成された。[資料：庶務15-2]

本件に関し**木下理事**より「十分な予防処置を行ったにもかかわらず、血栓症を来した報告があり、本会としても会員に周知徹底する必要がある」との発言があった。

(6) 日本不妊学会

サブスペシャリティ調整委員会及び第2回理事会での協議を踏まえ、産婦人科関連学会のサブスペシャリティ制度につき、その研修開始を本会産婦人科専門医を取得した後にしていただきたいとの要望書を同学会に提出した（7月11日）。[資料：庶務16]

[.その他]

(1) アルコール薬物問題全国審議会（NPO）より妊娠中の飲酒を原因とする胎児性アル

コール症候群の予防事業に関連して、11月に開催される国際シンポジウムにシンポジストまたは指定発言者の推薦依頼があった。周産期委員会に人選を一任したところ、国立成育医療センターの久保隆彦氏が推薦され、これを了承した。

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 会費納入状況

10月31日現在の会費納入状況は、在外会員51名、保留者0名を含め、会員数15,998名、会費納入者数14,489名(納入率90.5%)であった。

(2) 文部科学省の現地検査における会計処理に係る指摘事項への対応について

7月11日の事務局への文部科学省現地検査において、本会における会計の実務処理は適正に行われているとの評価があった一方、今後実施される公益法人改革の流れに沿った会計処理に変更した方が良く、との2~3の指摘及びアドバイスがあった。

本件につき、第4回常務理事会における関口公認会計士よりの説明及び見解が示され、これを了承した。[資料：庶務10、会計1]

(3) 会計に関わる新規程の制定について

岡村理事より「毎年恒例の10月の文部科学省の公益法人概況調査の中で、各学会にモデル規程が示された。同モデル規程に基づき、基金に相当すると思われる本会の特別会計、渉外特別会計に関する規程を制定し、同会計に関わる資金使途を明確にしたい。

文部科学省の7月の本会事務局現地検査においても『特別会計、渉外特別会計が内部留保計算の上で控除対象資産等として認められるには、追って文部科学省から示されるモデル規程に基づき、特別会計、渉外特別会計の規程を理事会の承認を得て新設しておいた方が良く』とのアドバイスがあった。ついては、文部科学省のモデル規程に基づき、特別会計、渉外特別会計、基本財産の運用益の使途に関する規程(案)を作成した」との説明があり、本規程につき協議の結果、これを承認した。[資料：会計2]

(4) 各部署・委員会への平成15年度支出見込及び平成16年度事業計画書(平成16年度予算申請額を含む)の提出依頼について

岡村理事より「一昨年同様、早めに本年度予算の執行状況の把握と次年度予算の策定を図るため、各部署・委員会に11月13日に書類の提出依頼を発送した。報告期限は12月9日である。12月下旬か1月上旬に予算査定委員会を開催し、各部署・委員会の事業・予算につき査定を実施する予定である」との方針が述べられ協議の結果、その方針を了承した。[資料：会計3]

(5) 職員給与の改定について

本年8月の人事院勧告による月例給の引下げ(年平均1.1%)及び賞与年間0.25ヶ月分の引下げに準じて、職員給与の5年連続の引下げ改訂を行う。

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1) 第56回学術講演会一般演題の審査について

10月23日、担当校である慶應義塾大学と学術にて一般演題の群別、細分、レフリースター等々をチェックした。1338題が審査対象となり、10月29日～11月12日までオンライン査読の依頼をした。

(2) 第56回学術講演会一般演題の演題採点表のチェック及び群別採点表予備審議等について

一般演題の演題採点表のチェック及び群別採点表予備審議を通信にて行った。

第2回IS委員会を12月4日に開催した。

和氣理事より「今回よりIS演題は従来のようにセパレートせず、oncology, reproduction, perinatologyなど各トピックごとに国内発表のポスターと一緒に掲示する。優れたIS国外演題の口頭発表の可能性などが今後の課題である」との説明があり、これを了承した。

第2回学術企画委員会を12月5日に開催した。

和氣理事より「今回は一般演題1,338題中、1,214題が採択され、採択率は約90.7%である。各群で80%以上という条件は満たしており、また、3人のレフェリーの合計点が26点以上のものを高得点演題として口演の機会を与えた。しかし、群によっては上位約10%が24～25点でもこれを高得点演題とした。Oncology 36題、Reproduction 7題、Perinatology 27題、その他9題と分野により大きなばらつきが生じた。昨日の学術企画委員会において検討し、今後どの領域も約10%を高得点演題として採択することし、来年度より試行する事になった。但しレフェリーによる評価の妥当性など今後の課題がある」との説明があった。

本件に関し以下の質疑があった。

中野監事「一般演題の採択率の変動について説明を求めたい」

和氣理事「会場の規模で規定されるが今後できるだけ100%に近づける方向である。しかし、全く無審査ではquality controlが不可能であり、一定の評価は必要である」

中野監事「spaceのみならずqualityを重視していく必要がある。」

以上の質疑を経て、本件報告につき了承した。

(3) 専門医認定二次審査筆記試験問題評価委員会について

和氣理事より「平成15年度専門医認定二次審査筆記試験問題評価委員会を8月30日に開催した。正答率98%以上のものが6題、10%以下のものが1題あり、こういった問題は不適当と考えられた。また識別指数が極端に低いものは不適当とみなした。来年度より問題数を現行の100題より160題に増やすことを専門医制度委員会に答申したい」との報告があり、了承した。

(4) 総会会場固定化準備委員会

3回にわたる総会会場固定化準備委員会を開催した。

(5) 学術講演会事後評価委員会(麻生武志委員長)、学術集会長のあり方検討小委員会(木下勝之委員長)の各3日にわたる合同委員会を開催した。

(4)(5)の両委員会からの答申(案)につき**和氣理事**より「総会会場固定化準備委員会より会計上のシミュレーションや事務局強化の問題などが浮かび上がってきた。今後

委員会答申を常務理事会ならびに 2 月の第 4 回理事会に提出する。更に平成 17 年度から理事長制が発足するので学術集会長と学術企画委員会の業務分担についても検討を行い、常務理事会ならびに 2 月の第 4 回理事会に提出する予定である」との報告があり、了承した。

4) 編集 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

編集会議：9 月 19 日、10 月 17 日、11 月 21 日に開催した。

JOGR 編集会議：9 月 29 日、10 月 24 日、11 月 17 日に開催した。

編集理事会：12 月 5 日に開催した。

(2) 「研修コーナー：研修医のための必修知識」の製本化

星理事 より「来年 5 月の発刊を目指して準備を進めている。刊行時の原稿について再度査読を行う、専門医委員会からの指導を受けている。スーパーローテーションを行っている研修生の研修期間 2 年間を対象とするわけではなく、5 年目に専門医試験を受けるときに必要な知識である。従って発刊本のタイトルは『産婦人科研修のための必修知識』を考えている。刊行時には約 900 ページ (厚さとして 3cm、販価 1 万円程度) になる予定である。初版の刊行数などは現在検討中である」との報告があり協議の結果、これを承認した。

(3) 学会誌の特集号化の検討

星理事 より「和文投稿原稿の廃止により、会員から内容が乏しくなったとの意見が寄せられている。ついては今一度各号の掲載内容を検討の上、内容を明確にした各号の特集号化を図る方向での検討を行っている。すなわち、

1 月号 会告や定款など学会の規約を記載

2 月号 学術集会抄録集

3~5 月は未定であるが産婦人科医として知っておきたいトピックス すなわち SARS や再生医療、クローン、外陰部の皮膚疾患、HRT、DVT など up to date な話題を考えている。

6 月号は委員会報告特集号

7 月号 総会記事特集号

8 月号 学術講演会特集号

9~12 月 シンポジウム 1~4 を特集化し座長に当該領域のレビューをお願いする。

なお、従来のカレントレビューは廃止することを考えている。これにより和文原稿受付時の 3,000 ページ以上より 1,620 ページまで削減したページ数が再び 2,500 ページ程度になることが予測されるが予算については許容可能と考えている」との説明があった。

(4) 平成 14 年度編集会議と平成 15 年度編集会議削減案まとめ [資料：編集 1]

「学会誌の特集号化の検討」「平成 15 年度編集会議削減案まとめ」につき、以下の質

疑があった。

中野監事「5 ヶ年計画など事業内容に関するシミュレーションについては不特定要素が大きく適宜見直しをしていく必要がある」

野澤会長「会員サービスとして会員が誰でも Electric Journal にアクセスできると良い」

佐藤理事「CD-ROM はどうか」

星理事「CD-ROM で配布することは可能であるが 1 年以上遅れて配付され、Online Journal と等価ではない」

野澤会長「方法はいずれの可能性もあるが、全会員に情報提供を行うことが必要である」

藤本監事「昨年より原著論文の投稿受付がなくなってから学会誌の性格が変わってきている。投稿論文がなくなっても学会誌の学術的性格は維持する必要がある」

野澤会長「予算面から雑誌を薄くしていくのも一つの考えではあるが、学会としての産婦人科医学情報の提供手段としての存在価値が重要である」

田中副会長「私が編集担当理事であった時は予算面から 1,600 ページまで削減せざるを得なかったが今後予算面での制約も配慮する必要がある」

星理事「1 年間 12 回刊行の条件が今後も続けられるのであれば、予算の許す限り会員のサービスに努めたい」

村田理事「JOGR への投稿数が昨年の 100 から 170 に増えており会員の間で official journal としての認識が広まっていると考えられる」

藤井副会長「会員へのサービスも重要であるが、5 ヶ年計画にある予算の遵守も重要な問題であり今後継続して検討していただきたい」

以上の質疑を踏まえ協議の結果、学会誌のあり方については会員サービス、経費両面から今後とも継続して協議していくこととした。

5) 渉外 (村田雄二理事)

[FIGO 関係]

(1) FIGO 世界大会 (2003. 11. 2~11. 7 於 Santiago) の報告について [資料: 渉外 1]

村田理事より「今年は役員改選の年にあたり、鈴森理事、嘉村理事、村田理事、古山幹事が出席した。会長にはカナダの Dorothy Show、Treasurer がスエーデンの Jerker Liljestarand、Secretary General が Sabaratnam Arulkumaran、Vice President がスペインの Luis Cabero-Roura に決定した。日本は引き続き 6 年間の常任理事国として参画することが決定した」との報告があり、了承した。

(2) FIGO 会長 Dr. Sheth から各国産科婦人科学会会長宛に FIGO 創立 50 周年記念「FIGO の歴史」作成にあたり、各国の FIGO のこれまでの歴史に関するコメントを求める手紙を受領した (8 月 18 日)。本件については坂元正一名誉会員が対応されるが、本

会としては坂元先生に資料を提供することとした。

(3) FIGO および ICM (International Confederation of Midwives) の合同で、分娩後出血に関する宣言書を受領した。[資料：涉外 2]

途上国では分娩後の出血が死因として重要であり、分娩後のオキシトシンの投与や胎盤の速やかな除去など医学的には常識的な問題ばかりとなっている。

[AOFOG 関係]

(1) 10 月 4 日にバングラデシュのダッカで Council Meeting が開催され、村田雄二常務理事が出席した。[資料：涉外 3]

村田理事 より「Young Scientist Award 受賞者は各国 3 名推薦の枠があり、40 歳以下とするが、途上国以外は旅費の支援は行わない。

Fellowship 3 名が決定されたが、スリランカの Wilfred S.E.Perera、インドネシアの Ratna S.Smamil、コリアの Gyung Roh である」との報告があり、了承した。

(2) AOFOG の内視鏡委員会の委員長 Dr. A Kurian Joseph から本会宛に本会からの委員の推薦を依頼する手紙を受領した(10 月 10 日)。現在日本の内視鏡学会の佐藤和雄名誉会員、星合 昊教授に人選について確認中である。

[ACOG 関係]

(1) ACOG Electric Member の検討について

村田理事 より「以前から ACOG より本会の専門医相当数 1 万人が一括入金との条件で 1 人 5 ドルで Electric Member になれるとの提案があるが、来年度以降の予算措置もあるので、編集、庶務、涉外からなるワーキンググループを組成し検討していきたい」との説明があり、了承した。

[その他]

(1) JOGR に関わる Blackwell 社からの提案について

村田理事 より「JOGR に関わる Blackwell 社との出版契約を 8 月 4 日に締結した。その席で Blackwell 社の社長より『JOGR は現在 1 年間 9,000 円で 4,000 名の会員に配付されている。Blackwell 社はこれを本会全会員 16,000 名に 2,000 円で配付できる。また Electric Journal (Electric Membership) であれば 5 百万円で全会員に提供可能である。更に別途 8 頁位の和文綴じ込みも可能である』との提案があった」との報告があった。

本件につき協議の結果、JOGR Electric Membership については次年度事業及び予算に組み込む方針とした。

6) 社 保 (植木 實理事)

(1) 会議開催：6月28日に第1回委員会を開催した。

通信(期間；8月15日、26日)にて第2回委員会を開催した。

12月6日に第3回委員会を開催する。

(2) 平成15年度施設基準設定手術数アンケートについて

外保連から施設基準設定手術数再調査の依頼があり、昨年同様に卒後研修指導施設816施設にアンケートを行い、回答期限までに548施設(67%)から回答が集まり、その結果を外保連の提出期限の7月30日に提出した。なお、アンケート結果は[資料：社保1-1]のとおりである。その後、外保連から加盟学会へ施設基準設定手術数アンケートの結果を踏まえ、9月25日付で厚生労働大臣宛に「手術施設基準設定の抜本改正についての要望書」を提出したとの報告を受領した(10月2日)。[資料：社保2]

植木理事より「病院の専任医師数では2~3人が多いこと、ベッド数と適合数を検討すると300床以上の機関で手術数が多いこと、外陰癌では5例とすると殆ど適合施設がない、腔壁悪性腫瘍や造腔術も殆どないということが判明した。一方、付属器悪性腫瘍10例以上が46.8%であった。しかし、現在5種類の症例数を合わせて6例で手術施設基準を設定しているが、全国の67.3%が適合しており、ほぼ満足すべきと考えられる」との説明があり、了承した。

(3) 平成16年度診療報酬点数改正要望について [資料：社保2]

植木理事より「外保連より新設項目6つ、改正項目3つ、材料費1つを用意していたところ11月に厚労省より外保連、内保連2週間という短い期限で詳細な調査書を出すように要求されたが、新設項目6つ、改正項目3つについて調査書を提出した。内保連は特定疾患の拡大などの資料を用意できないため本年度は見送った」との報告があり、了承した。

(4) 日本癌治療学会から「包括医療に関するアンケート」を受領した(8月25日)

本件に関し[資料：社保3]の回答を行った。

植木理事より「婦人科悪性腫瘍の抗癌剤使用について包括医療を行うことについて、卵巣癌はすでに包括化を認めているが頸癌、体癌は一部認められていない。抗がん剤の包括化は新しい薬剤が高価であり、副作用によって在院日数が延びることから収益が必ずしもよくない。

本学会としては原則として婦人科悪性腫瘍抗癌剤治療の完全な包括化は時期尚早と考えるが短期間、あるいは外来治療が可能な場合は包括化が可能と考えられる。と回答した」との報告があり、了承した。

(5) 日本ワイスレダリーより「プレマリン錠の安定供給に関する要望」を受領した(7月29日)。第4・5回常務理事会での審議を踏まえ、10月1日付にて「プレマリン錠の

安定供給に関する要望書を学会・医会両会長連名で厚生労働省保険局長に提出した。また併せて、日本医師会会長にも同様の要望書を提出した。[資料：社保4]

植木理事 より「同社よりプレマリンの採算性が悪いので値上げを認めてほしいという要望があった。中央社会保険医療協議会の薬価算定組織が、薬効上プレマリリンとエストリオールを同一視している可能性があり、安定供給のために配慮を求めるよう厚生労働省と日本医師会会長に野澤会長、坂元医会長連名で要望書を提出した」との報告があり、了承した。

(6) 治験推進研究事業に伴う治験候補薬の推薦依頼について

日本医学会、日本医師会、日本医師会治験推進センターより、治験推進研究事業に伴う治験候補薬の推薦依頼を受領した(11月27日)。締切りは12月25日である。

[資料：社保5]

野澤会長 より「この件に関しては日本産科婦人科学会の腫瘍、周産期、内分泌の3委員会に候補薬を提出していただくように依頼したい。特に今年度は腫瘍を中心とするが、3分野各々から提出してほしい」との発言があり協議の結果、3委員会に候補薬の推薦を依頼することにした。

植木理事 より「それを受けて産婦人科領域の治験候補薬として、腫瘍4項目、周産期11項目につき治験推進センター長宛推薦した」との発言があった。

本件に関連し**木下理事** より「厚生労働省の施設基準などの設定の根拠について日本医師会から開示を請求していただきたいし、学会としてもその機構が明らかにされるよう要請されたい」との発言があった。

(7) **植木理事** より「産婦人科医会常務理事の白須先生より、CA19-9が卵巣癌のマーカーに含まれないのでレセプト審査で用いる『図説 検査と社会保険請求のすべて』に記載されていないのでトラブルの原因となっている。日本産科婦人科学会より出版元に訂正を要請するよう申し入れがあった」との説明があった。

7) 専門医制度 (武谷雄二理事)

(1) 中央委員会の開催

9月20日に開催し、平成15年度専門医認定申請二次審査結果、専門医認定審査、及び卒後研修指導施設指定審査を協議した。

専門医認定申請二次審査

申請者323名、受験者322名(東京149名、大阪173名)、合格者296名(東京140名、

大阪156名)、不合格者26名(東京9名、大阪17名)であった。[資料：専門医制度1]

結果的に合格率は91.9%となった。なお、新規専門医認定合格者については学会誌、ホームページに掲載した。[資料：専門医制度2]

武谷理事 より「筆記試験の合格ラインを約6割という前提で採点した。あらかじめ合格率を決めて採点することはないが、合格ライン自体が社会的批判を受ける可能性があり今後明示しないことが望ましい。なお、他学会は合格率が横ばいあるいは上昇しており、産婦人科の合格率が特に高すぎるという批判は当たらないと考えられる」との説明があった。

本件に関し、**藤井副会長** より「面接のみで落ちた受験者が4名いるが、すべて関西のみである。関東と関西で審査基準に問題がないか、今後合格判定の基準などを明らかにし

ていただきたい」との発言があり、

武谷理事 より「今後検討していきたい。また、不合格者が集中している県があったが、特定の大学や研修施設に集中しているという事実はなかった」との回答があった。

以上の本件報告につき了承した。

専門医資格更新

更新申請は 994 名で、合格は 992 名、不合格 2 名であった。[資料：専門医制度 3]
今後更新者についても、厳正にチェックを行う必要があるという意見があった。

専門医資格再認定

再認定申請は 83 名で、合格は 79 名、不合格 4 名であった。[資料：専門医制度 4]

新規申請者・更新申請者・再認定申請者ともに、申請者宛に 9 月 20 日付で認定通知し、新規申請合格者は専門医登録が済み次第認定証を送付した。更新申請者・再認定申請者は地方委員会宛に 10 月 1 日付で認定証を送付した。

資格更新延期願

資格更新延期願申請は 11 名あり、全員更新延期願を受理した。[資料：専門医制度 1]

卒後研修指導施設指定関係審査

新規申請施設は 27 施設で、合格施設は 18 施設、不合格施設は 9 施設であった。

[資料：専門医制度 5]

更新申請施設は 66 施設で、合格施設は 65 施設、不合格施設 1 施設であった。

[資料：専門医制度 6]

卒後研修指導施設（新規・更新）宛に 9 月 20 日付で研修指導施設（新規・更新）指定通知、10 月 1 日付で指導施設の遵守事項を添えた指定証を送付した。

(2) 専門医制度規約・施行細則の改定（案）について [資料：専門医制度 7]

必修臨床研修が開始されてからの専門医制度の研修期間について

本件に関わる第 5 回常務理事会の審議内容 [資料：専門医制度 8] に基づき、

武谷理事 より「卒後研修必修化に伴う専門医制度について検討した。基本的には本学会では卒後研修 2 年間を含めることにしたい。当然ながらコアカリキュラムに入っている科とそれ以外の科では扱いが異なるが、小児科などこれに含まれる科ではこれを含めている。実際、初期 2 年間の研修中に全身管理や周術期の管理、新生児管理、基本的な外科的手技など修めることが可能である。しかし、社会の目もあり 5 年間でよいとする説明責任もあり、3 年目の研修に入る前に簡単なチェックリストで当該施設の研修担当者がこれを評価することが望ましい」との説明があり協議の結果、これを承認した。

70 歳以上の専門医の更新審査免除廃止について

武谷理事 より本件に関わる第 5 回常務理事会の審議内容 [資料：専門医制度 9] につき説明があった。

また **武谷理事** より「年齢に関する記載は削除するが、再来年 70 歳になる見込みの 68 ~ 69 歳が準備をしていない可能性がありこれについては配慮を行う」との説明があり協議の結果、これを承認した。

(3) 専門医資格についての朝日新聞の報道について [資料：専門医制度 10]

他主要学会の平成 15 年度合格率は [資料：専門医制度 11] の通りである。

本件に関し**中野監事**より「専門医研修の前半 2 年間は一般的な研修とし、後半 3 年間はより専門性の高い研修にしていだきたい」との要望があり、

武谷理事より「現在の研修の質を落とすことはないと考えているが、大変重要な意見でありこのような性格付けを明らかにしたい」との回答があった。

(4) 中間法人日本専門医認定制機構

同機構より本会の専門医制度に通じた役員や経験者から 1 名を協議要員として届け出

をするようにとの書面を受領した(7月10日)。

武谷雄二専門医制度委員会委員長を推薦した。

同機構加盟学会区分(案)[資料：専門医制度 12]

10月8日に同機構第21回基本領域専門医委員会が開催された。

本件に関わる第5回常務理事会の審議内容 [資料：専門医制度 13]

8) 倫理委員会 (田中憲一委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録

本会の見解に基づく諸登録の施設数について(10月31日現在)

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：82 施設

体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録：614 施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：442 施設

パーコールを用いての XY 精子選別法の臨床実施に関する登録：通算 17 施設

(ただし、機関誌 46 巻 8 号(平成 6 年 8 月)において登録一時中止以来登録なし)

顕微授精の臨床実施に関する登録：324 施設

非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：25 施設

(2) 委員会開催

倫理委員会：7月31日に第2回、9月8日に第3回、11月6日に第4回、12月4日に第5回を開催した。

倫理審議会：7月31日に第1回、9月8日に第2回、10月31日に第3回、12月3日に第4回を開催した。

なお、第3回倫理審議会において、諮問事項「第三者の精子・卵子を用いた生殖補助医療により出生した児の出自を知る権利について」および「着床前診断の実施について」について、米本委員長に依頼した。

[資料：倫理 1]

着床前診断に関する審査小委員会：11月12日に第1回を開催した。

登録・調査小委員会：9月9日に第1回、12月3日に第2回を開催した。

「産婦人科遺伝カウンセリング指導医(生殖)」ワーキンググループ：8月20日に第1回、11月20日に第2回を開催した。

(3) 日本癌治療学会より受領した「悪性腫瘍治療前患者の配偶子凍結保存の実態に関するアンケートの集計結果報告書と日本癌治療学会倫理委員会からの提言」について

田中倫理委員長 より「7月に同提言を受領し、理事および倫理委員会委員の意見を求めた。この意見をふまえ日本癌治療学会より改定案が示された。理事および倫理委員会委員に再度の意見を求め、最終的に本会として承認した。また、これに関する報道に関連し、鹿児島大学永田行博学長よりご意見を受領したがこれに対し、回答を行った」との報告があり、了承した。[資料：倫理 2~4]

(4) 法務省より「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案」を受領した。

田中倫理委員長 より「理事および倫理委員会委員に意見を求め、特段の意見がなかったため、その旨返答を行った」との報告があった。[資料：倫理 5]

(5) 体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録施設について

田中倫理委員長 より「平成 14 年分の実施状況を調査するとともに、登録内容の変更の有無について照会した。また、インフォームド・コンセントの説明書・同意書につき提出を求めた」との報告があった。[資料：倫理 6]

(6) 死亡した夫の凍結保存精子を用いた出産に関わる裁判に対する意見について

田中倫理委員長 より「標記事項について、厚生労働省より『11月12日に判決があり、マスコミから本会に意見が求められるかも知れない』との連絡があった。このことについて、倫理委員会で協議し、平岩弁護士からの助言をいただき、11月12日の判決後、意見を求めてきたマスコミ各社に、別紙の意見を送付した」との報告があり、了承した。

[資料：倫理 7、8]

(7) 着床前診断について

田中倫理委員長 より「名古屋市立大学産科婦人科学教室より申請があり、現在『着床前診断に関する審査小委員会』において審査中である。また、着床前診断に対し『SOSHIREN、女(わたし)のからだから』、『優生思想を問うネットワーク』から意見が寄せられた」との報告があった。[資料：倫理 9]

大濱理事 より「名古屋市立大学産科婦人科学教室より申請の審査状況について申請内容について申請施設に対する問い合わせを行い、その回答を得たところである。もし、承認することになれば本邦初になるので慎重に審議を行いたい。また、倫理審議会に審議を求める。さらに、ある程度審議が進んだ段階で市民公開講座ならびに公開討論会等の開催を行う方針である」との追加報告があり協議の結果、この方向性を承認した。

(8) 遺伝学的検査に関するガイドラインについて

大濱理事 より、報告事項 (8) の遺伝学的検査に関するガイドラインの 6 ページ第 5

項の(1)(検査方法の記載、超音波検査が含まれている)ならびに(4)(例外を除いて胎児の性別の告知を禁止)について、超音波検査で胎児の性別を告知している産婦人科医療の現状との整合性についての質問がなされた。

これに対して**鈴木理事**より、これらの文言が決定された経緯が説明された。

また、**野澤会長**より「これらの文言は会告の文言と同一である」との指摘があった。

以上の協議の結果、本ガイドラインの文言の基となっている本会会告についても今後倫理委員会で検討することが承認された。

(9) 倫理委員会規約改定について

田中倫理委員長より「本会の定款の改定に伴い、倫理委員会規約の第2条中の『原則として委員長には前任副会長を、また副委員長には後任副会長を充てる』との文言を『原則として委員長および副委員長は理事とする』と変更する」との改訂案の提案があり、協議の結果承認した。

(10) 「非配偶者間の体外受精に関する倫理委員会見解(案)」について

田中倫理委員長より「平成13年4月に学会誌に掲載した「非配偶者間の体外受精に関する倫理委員会見解(案)」について、倫理審議会答申「精子・卵子の提供者を匿名の第三者にする点について」および会員からの意見を参考に改定案を作成した。この改定案の取り扱いについて、12月4日の第5回倫理委員会において討議した結果、会告として公布するとの意見と会告として公布するのは時期早尚との意見の両論があった」との報告があった。

また**田中倫理委員長**より「改定案の内容を早めに会員に示すことは重要と思われるので、『お知らせ』として会員に周知したい」との提案があった。

野澤会長より「この案件の取り扱いは田中委員長に一任したい」との発言があり協議の結果、これを承認した。

(11) 厚生労働省より「不妊治療助成の実施」にあたって、本会の登録施設審査基準についての問い合わせがあった。「会員へのお知らせ、生殖補助医療の実施施設の設備条件と実施医師の要件について(平成12年4月号)」を報告した。このことに関連し、本会で実際に運用している要件について知らせてほしい旨11月に再度の連絡があった。登録・調査小委員会での討議では、「内規を公開する」との意見と、「それに先立って基準を改定して新たな内規を作成する」との意見があった。

田中倫理委員長より「『生殖補助医療に関する諸登録にあたって留意すべき事項』の改訂案が示され、生殖補助医療の実施施設の条件として、新たに、ヒト胚および卵の『凍結保存管理が可能であること』を義務づける」との提案があった。

また**田中倫理委員長**より「各施設における倫理委員会の設置については、登録・調査小委員会での討議の結果、現段階でこれを義務づけた場合混乱を招く、実態として機能しない可能性が高い、などの意見があり、今回の改訂案では『設置することが望ましい』とするにとどめた」との説明があった。

本件に関して以下の質疑があった。

田中倫理委員長 「各施設における倫理委員会の設置を義務づけるにあたっては、立ち入り検査制度の確立ならびに外部審査機関の設置が必要と考えられるが、この点については将来的な検討課題としたい」

野澤会長 「各施設における倫理委員会の設置については、現状の維持である」

藤井副会長 「生殖補助医療の実施調査報告の数が公表されると（その成功例数や率を増やすために）不必要な生殖補助医療を行う施設が生じることが危惧されるので、この点につき再検討していただきたい」

中野監事 「前述の立ち入り検査については、この業務と学会の定款との関連を十分考慮していただきたい」

田中倫理委員長 「各施設における倫理委員会の設置を義務づけるのであれば、何らかの事態が生じた際の対応ができるようにすべきである」

中野監事 「こうした業務は本来は厚生労働省の管轄である」

野澤会長 「あくまでも問題が生じた場合の対応を考えておくということである」

以上の質疑を経て「生殖補助医療に関する諸登録にあたって留意すべき事項」の改訂案については原案通り承認した。

(12) 「産婦人科遺伝カウンセリング指導医（生殖）」ワーキンググループについて

田中倫理委員長 より「『産婦人科遺伝カウンセリング指導医（生殖）』については、一昨年度の総会において承認され、制度の確立のための準備を行ってきたが、過日、『産婦人科遺伝カウンセリング指導医（生殖）について（案）』を作成し、他の関連諸学会からの意見をいただいた」との説明があった。

また**田中倫理委員長** より「本学会としては、一昨年度の総会での決定の経緯もあり、遺伝カウンセリング指導医制度をまず産婦人科領域という狭い領域で立ち上げることを他の関連諸学会に認知していただく。ならびに、将来的には他の関連諸学会との横断的なシステムを構築する方向性を持ちそれに協力していく。との方針で、1) まず、「産婦人科遺伝カウンセリング指導医（生殖）」制度を立ち上げる、2) 他の関連諸学会との間で横断的なシステムを構築するためのワーキンググループを組織する」との提案があった。

本件に関し以下の質疑があった。

鈴森理事 「他の ART に関する関連諸学会から様々な意見があるが一定の理解が得られたので、田中倫理委員長の提案通りに進めたい」

野澤会長 「『カウンセリング制度』ではなく『カウンセリングの指導医の制度』の構築が目的である」

田中倫理委員長 「ワーキンググループの設置部署として、倫理委員会内または運営企画委員会内はいかがか」

落合理事 「倫理委員会内が適当と思う」

田中倫理委員長 「鈴森理事と協力して倫理委員会内にワーキンググループを設置したい」

以上の質疑を経て協議の結果、「産婦人科遺伝カウンセリング指導医（生殖）」ワーキン

グループを倫理委員会内に設置する件につき承認した。

(13) 日本不妊学会倫理委員会より「事実婚カップルに対する体外受精」のアンケートを行うことについて

田中倫理委員長 より「本会に登録されている体外受精実施施設の名簿の使用許可願があった。これに対して、第 5 回倫理委員会で協議の結果、名簿一覧の使用は許可するものの、質問 4 の質問事項に一部不適当と考えられる項目があるのでその内容を再検討いただきたい旨、日本不妊学会の野田先生宛に連絡したい」との提案があった。

野澤会長 より「本学会では婚姻関係を前提として体外受精を認めているのであるから質問 4 の質問事項は不適切であるとの意見が倫理委員会で出された」との補足説明があった。

本件に関し以下の質疑があった。

木下理事 「野田先生はアンケートの実施を中止したのか」

田中倫理委員長 「そのことは承知していない」

木下理事 「事実婚カップルに対する体外受精に対する本学会の方向性はどうなっているのか。本学会が当該アンケートの実施に協力しあるいは共同で実施し、実情を調べること、あるいは、このまま (の質問内容) で実施していただきその結果を知らせていただくこと、等に意義があるのではないか」

田中倫理委員長 「会告の見直しは行っている。本学会としては明らかな会告違反行為の有無を問うアンケートの質問項目は認めがたい」

野澤会長 「今回の申し入れはアンケートの中止を要請しているわけではない」

大濱理事 「この質問内容については、会告で禁止しているために真実を答えられない可能性、ならびに、実施しているとの返答があった場合の対処、等の対応が困難である」

武谷理事 「このアンケートについての連絡は、日本不妊学会倫理委員会の野田委員長名で行われているが、同学会の理事である自分は本件については知らないので、このアンケートが日本不妊学会の公式なものであるかどうか分からない」

以上の質疑を踏まえ協議の結果、日本不妊学会倫理委員会のアンケートの内容の一部に不適切なところがある旨の申し入れを行うこととした。

(14) 理事会後の記者会見において「着床前診断に関する審査小委員会」の委員名を尋ねられた時に、公表することが**田中倫理委員長** より提案された。また、**野澤会長** より、各委員には氏名の公表についての了承を得ていることが説明され、委員名を記者に公表することを承認した。

なお、以上の倫理委員会の報告、協議を終えた後、(8)の「遺伝学的検査に関するガイドラインについて」と(13)の「日本不妊学会倫理委員会より『事実婚カップルに対する体外受精』のアンケートを行うことについて」の協議事項に関連して**野澤会長** より「会告の見直しは倫理委員会において前向きに検討している」との発言があった。

これに対して**藤本監事** より、事実婚のカップルに対する体外受精の禁止についての平成 10 年の倫理審議会の審議経緯の説明があった。

2. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 定款改定委員会（落合和徳委員長）

定款改定委員会からの報告事項はなく、協議事項については後の協議の際に討議することとした。

2) 学会のあり方検討委員会（藤井信吾委員長）

藤井委員長より「今年度これまでに6回にわたり委員会を開催し、産婦人科医の現状把握と、これからどのように産婦人科医の増員を図っていくのかにつき、議論してきた。また、産婦人科の救急はいわば「契約された救急」であり、たらい回しにされることがないが、それを保証するために産婦人科医がどのような労働をしているのかを明らかにし分析し、また、社会的に認識してもらうかの観点からの議論を続けている。さらに、一方的に本会から現状、問題を発信するのではなく、国民と語り合いながらアピールしていくことが必要と考え、その具体的な検討を行っている。1月に討議内容をまとめて冊子を作成し、来年からは行動をおこしたい」との報告があった。

これに対して中野監事より「厚生労働省の研究班（鴨下班）と協力していただきたい。また産婦人科医師の充足率は約6割まで低下しており、若手医師の確保は平成20年度までは厳しい。したがって、定年を迎える産婦人科医師の再雇用や他科医師ならびに助産師の活用等が求められること、等について議論を深めていただきたい」との発言があった。

藤井委員長より「鴨下班と連絡を取りつつ進めたい」との発言があり、了承した。

3) 広報委員会（佐藤 章委員長）

(1) 会議開催

佐藤委員長より「8月28日に第2回の、また、11月18日に第3回の広報委員会・情報処理小委員会合同会議を開催した。周産期登録業務一元化についてはUMINの事情で遅れているが、2月の理事会にてデモンストレーションする予定である。なお、学会の4つの登録業務のうち、生殖・内分泌委員会の登録と倫理委員会の登録施設の登録については、前者がボランティアベースであり症例数の多い施設の登録がされていないことから、今後、両者間で調整して共同して登録業務を行うことについて検討することとなっている」との報告があり、了承した。

(2) パスワード登録状況は、11月10日現在で、
在籍会員 16,002人（本年4月末 15,866名）
登録済会員数 5,784人（本年4月末 4,511名）
登録率 36.1%（本年4月末 26.7%）

佐藤委員長より「本年度に入り、二度にわたり全国の大学教授及び地方部長宛にパスワード登録推進のお願いをした結果、登録率が大幅上昇したのと考えられる」との説明があった。

(3) 日産婦学会ニュースに対する代議員からの意見に対して、前回の理事会で報告したとおりの回答を行ったこと、またその回答内容の報告があり、了承した。

(4) ホームページのバナー広告が現状ではゼロであること、現在、5 ~ 6 社と交渉中であることの報告があり、了承した。

(5) 本学会の定款改定に伴い、現行の情報公開に関する内規を見直し、策定した改定案の提示があり協議の結果、承認した。

(6) 平成 15 年度地方部会担当公開講座についての提示があり、了承した。

(7) 第 56 回日本産科婦人科学会市民公開講座について、**阪莖幹事** より開催日時ならびに概要の説明があり、了承した。

4) 2007 第 20 回 AOCOG 実行委員会 (武谷雄二委員長)

武谷委員長 より「7 月 1 日に 2007 年の AOCOG に関する説明会を開催し、PCO (Professional Convention Organizer) 15 社が参加した。そのうち 10 社が入札に参加する意向を示し、入札 10 社の Presentation を行った。これら PCO の厳正なる選考過程を経て、最終的には JTB の 100 % 子会社である (株) アイシーエス企画に決定したい。会場については、価格面、アクセスの良さから京王プラザホテルを第 1 候補とした」との報告があり協議の結果、承認した。

また **武谷理事** より「日韓カンファレンスの開催について、2007 年に日本で開催する日韓カンファレンスは 10 月の AOCOG と併催とするのか、4 月に京都で開催される日産婦学会と併催するののかとの問い合わせが寄せられた」との発言があり、

これに対し **落合理事** より「2005 年に韓国で開催する日韓カンファレンスは 2005 年の AOCOG と併催したい」との発言があった。

また **中野監事** より「日韓カンファレンスは日韓の学会同士の付き合いであり、今後、本学会の理事長と学術集会長が独立することから日韓カンファレンスの位置づけを再考する必要があるが、この件に関してはまだ時間的余裕があるので、今後検討されたい」との発言があり協議の結果、今後検討を行うこととした。

5) 第 56 回総会・学術講演会関連報告事項

阪莖幹事 より第 56 回総会・学術講演会の概要ならびに準備状況等について報告された。また、プログラムとして新たに「研修ノートレビュー」、「お台場トーク」、「招請対談」、公演「選択」、「国際ワークショップ」を行うこと、インターネットを用いた事前登録システムを採用したこと、ソニーメディカルチャンネルならびに日経ラジオ社から一部のプログラム内容が放送されること、託児所を設置すること、バインダー式の当日プログラムを

作成すること、口演は PC presentation とすること、当日の参加費は 4 種のクレジットカードで支払可能なこと、などの報告があり、了承した。

和氣理事 より「『meet-the-professor』セッションを行うこと、シンポジウムは日曜日に 2 テーマ、月曜ならびに火曜日にそれぞれ 1 テーマずつ開催すること、IS 演題と一般演題を可能なかぎりミキシングして発表する」との追加報告があり、了承した。

6) 諸規則・内規の変更の手続きならびに日程について

吉田幹事長 より本学会の諸部署・委員会における諸規則・内規の変更の手続きならびに日程が一覧表として提示され、今後、総会までに対応すべき事項を確認した。

・協議事項

1. 運営企画委員会

1) 運営企画委員会内委員会における答申・報告について

鑑定人推薦委員会 (石丸忠之委員長)

石丸委員長 より「1) 本邦の医事訴訟の件数、平均審理時間、容認率等の推移、ならびに、2) 医事関係訴訟委員会への本学会からの鑑定人候補者の推薦依頼の状況、3) 最高裁判所主催の医療訴訟ガイダンスの開催状況、4) 12月29日に開催された東京三弁護士会医療関係事件検討協議会シンポジウム「医療訴訟と鑑定」に、石丸委員長がスピーカーとして招聘されたこと、その際、石丸委員長が発表した本学会鑑定人推薦委員会の鑑定人選定方法が高く評価された、5) 鑑定人推薦委員会を開催し、12月5日に鑑定人推薦委員会を開催し、新たに52名の鑑定人候補者をリストに加えた」との報告があった。

木下理事 より「医療訴訟の鑑定方式について、カンファレンス式の鑑定や、鑑定に先立った専門委員による争点の整理など、新しい方式が取り入れられつつある。民事訴訟法の改正により鑑定人に対する侮辱的発言が禁止される。また鑑定人の労力が適正に評価されるべきとの方向性が出てきている」との追加発言があった。

専門委員会の機構改革検討委員会 (嘉村敏治委員長)

落合理事 より「専門委員会の機構改革検討委員会の答申は次回の理事会において行う」との説明があり、了承した。

会員カード導入検討委員会 (佐藤章委員長)

落合理事 より「会員カード導入検討委員会における審議の結果、要望する機能を持つカードの導入には、当初の見積もりを上回る資金が必要であることが「修正見積もり」によって示された。したがって、カードの形態等につきさらに検討した上で答申する」との方針の説明があり、了承した。

佐藤委員長 より「会員カード導入については、見通しは明るくないがさらに検討する」との発言があった。

事務局 IT 化推進委員会 (石塚文平委員長)

石塚委員長 より学会事務局に光ファイバー回線を導入する必要性、そのために要する工事ならびに経費について説明があり協議の結果、これを承認した。

2) 定款改定委員会 (落合和徳委員長)

(1) **落合委員長** より「定款改定について文部科学省より11月13日付で本会の定款改定(案)につき内諾が下りたが、今回の改定においてなお決定しなければならない問題は、理事長制導入後の学術集會長の位置づけである」との発言があった。

落合委員長 より資料に基づいて、「学術集會長を理事であるべきとする場合」と「学術集會長が理事である必要はないとする場合」のそれぞれのメリットとデメリットの説明があった。

また**落合委員長** より「12月5日の第2回運営企画委員会の審議の結果、この両論併記で本理事会に答申することになったので、本理事会にて最終決定していただきたい」との発言があった。

本件に関し以下の質疑があった。

嘉村、工藤、岡村、麻生、木下、武谷、稲葉各理事 「アンケートで多数を占めた『理事である必要はない』との結果に従うべきである。 学術集会長の職務と理事の職務の性格は異なる、などの理由で『学術集会長が理事である必要はない』」

石丸理事 「学術集会長に「非理事」が選出された場合、その学術集会長の裁量権をどのように担保するかについて、理事会での議決権を付与すべき」

和氣理事 ならびに**平岩弁護士** 「学術集会長に学術集会の企画運営の権限を付与することを定款に明記することで、理事会への出席権・発言権を付与すれば議決権を付与する必要はない」

石塚、木下理事 「『理事である必要はない』とした場合、学術集会長の選任方法をよく検討すべきである」

落合委員長 「『理事である必要はない』とした場合でも、理事が学術集会長を兼務することは可能であるが、理事長は学術集会長を兼務することはできない。ならびに、学術集会長の選任方法の詳細は未定である」

藤本監事 「学術集会の開催は理事会が執行すると規定されている会務の一つであるが、それを非理事者が行うことで支障はないのか」

平岩弁護士 「この点については定款に明記されていれば問題ない」

以上の質疑を踏まえ、**落合委員長** より「『学術集会長は理事である必要はないとする』との決定をしたい」との動議が提出され、協議の結果、これを承認した。

続いて**落合委員長** より、資料に基づいて定款改定の具体的内容についての提案があった。

なお、学術集会長の選任規定については次回の理事会にて提案する予定であるとの説明があったが、

吉田幹事長 より、この規定は平成 17 年までに作成すればよいことの確認があった。

野澤会長 より「提案された定款改定案についての意見が各理事に求められたが特段の意見はなく、定款改定案を承認したい」との発言があり協議の結果、定款改定案につき承認した。

(2) **落合委員長** より、上記定款の改定に伴って必要となる定款施行細則の改定について、資料に基づいて提案された。なお、配付資料の定款施行細則改訂案中の第 33 条の 2 の「運営」の語句は「企画・運営・管理」と変更したい旨の説明がされた。この定款施行細則改訂案について討議され、野澤会長より、定款施行細則改訂案中の第 13 条の 5) の名誉会員規定の中の会長の文言は理事長制導入前の会長を指すこと、第 22 条の 2 と「学術集会長は理事である必要はないとする」との先の決定との整合性、ならびに、第 33 条の 2 の学術集会長が「裁量」するとの意味は、理事会の承認を得ることを前提としていること、などを確認した。

本件について以下の質疑があった。

藤井副会長 「学術集会長が学術集会の企画・運営・管理を行うことに伴って、学術企画委員会の名称から企画を削除すべき」

落合理事 「その点については 1 年後の理事長制導入の際に見直しをする」

吉田幹事長 より次期学術集会会長の理事会への出席の必要性についての意見があり、
落合委員長 より「定款施行細則改訂案中の第 27 条の 3 の『学術集会長』の文言の後に『次期学術集会長』を挿入する」との追加提案があった。

星理事 「定款施行細則改訂案中の第 22 条の学術集会長の任期の記載について『担当する学術集会の』との文言をいれて明確化すべき」

武谷理事 「学術集会長と学術企画委員会との関係を明文化する必要がある」

和氣理事 「現在、学術企画委員会運営要綱の改定を行っている。その中で集会長と学術企画委員会との業務分担が明らかにされる」

以上の質疑を踏まえて、定款施行細則改訂案は原案通り承認された。

落合理事 より「定款改訂案ならびに定款施行細則改訂案を学会誌 1 月号に掲載し、会員からの意見を求めて最終案を決定する」との方針の説明があり協議の結果、この方針を承認した。

2. 専門委員会

1) 婦人科腫瘍委員会 (金澤浩二委員長)

金澤委員長 より「卵巣癌取り扱い規約の改訂について、嘉村理事を小委員長とする小委員会を設置した」との報告があった。

嘉村理事 より「日本病理学会側の杏林大学病理の坂本穆彦教授と協議中であり、改訂についてはもう少し検討する」との報告があった。

金澤委員長 より「金澤委員長、登録業務と登録業務一元化に関する小委員会の稲葉小委員長より、1) 加盟施設数の状況が報告され、2 施設増えて合計 240 施設となった。2) 現行の登録事業は、実名入りである。ならびに、インフォームドコンセントをとっていない施設があるため個人情報保護の観点から考えて法的に問題があるので、この点について倫理委員会で検討していただくよう要望書を提出した。3) 一元化については UMIN を利用して匿名化して情報を収集する方向で、本年度末までに審議する予定である」との報告があった。

2) 教育・用語委員会 (吉川裕之委員長)

特に報告・協議事項はなし。

3) 生殖・内分泌委員会 (深谷孝夫委員長)

深谷委員長 より「1) 登録業務の一元化に向けて小委員会を設置したこと、2) 子宮内膜症取り扱い規約第 2 部の原稿が完成したので、学会名で出版したい」との報告・提案があった。

以上、専門委員会からの報告について特段の意見はなく、これを了承した。

4) 周産期委員会 (池ノ上克委員長)

岡村副委員長 より「1) ACOG から依頼された CP に関する出版物に対する endorse については 2 月の理事会に図る方針である。2) アセチルスピラマイシンの問題について

は、協和発酵に供給を継続するよう申し入れている」との報告があった。

アセチルスピラマイシンの問題に関して**落合理事**より「スピラマイシンを生産しているアベンティスと協和発酵との間で折衝が行われている」との追加発言があった。

3. 平成 16 年度日本産科婦人科学会予定表 (案)

藤井副会長より平成 16 年度日本産科婦人科学会予定表 (案) が示されたが、本日程表については、今後の常務理事会、理事会で検討することとした。

4. 第 56 回総会並びに学術講演会

阪莖幹事より、第 56 回総会並びに学術講演会において、新専門医の認証式を行うとの発言があり了承した。

5. その他

麻生理事より、配付資料中の会員からの「提案」についての配付意図についての質問があり、**落合理事**より、一読いただきたいが必要な事項は庶務にて処理する、との回答があった。

以上